19川情個第64号 平成20年2月18日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開·個人情報保護審査会 会長 安冨 潔

公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立て について(答申)

平成18年10月10日付け18川総法第138号で諮問のありました公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の行った拒否処分の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成18年9月4日付けで、川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長(以下「実施機関」という。)に対し、総務局法制課の法規担当専門委員である弁護士の平成15年度から18年8月末までの相談内容・件数・相談申請課・勤務日数のわかる文書の写しの交付請求を行った。

実施機関は、当該開示請求に係る対象公文書のうち、当該弁護士の平成15年度から平成18年8月末までの相談内容・件数・相談申請課のわかる文書を「平成15年度から平成18年8月までの『法規担当専門委員による相談申込票』及び『法規担当専門委員による相談の回答の概要』」と特定し、また当該弁護士の平成15年度から平成18年8月末までの勤務日数のわかる文書を「平成15年度から平成18年8月末までの出勤簿」と特定した。

実施機関は、平成18年9月15日付けで、「平成15年度から平成18年8月末までの出勤簿」については、部分開示処分を行い、「平成15年度及び平成16年度の『法規担当専門委員による相談申込票』及び『法規担当専門委員による相談の回答の概要』」については、文書不存在を理由に拒否処分を行った。また、実施機関は、同日付で、「平成17年度及び平成18年4月から8月までの『法規担当専門委員による相談申込票』及び『法規担当専門委員による相談の回答の概要』」については、諾否の決定にあたって十分な検討を要するためとして、諾否の決定期間の延長を行った。

実施機関は、平成18年9月28日付で、諾否の決定期間の延長を行った「平成17年度及び平成18年4月から8月までの『法規担当専門委員による相談申込票』及び『法規担当専門委員による相談の回答の概要』」について、その性質上公にすることにより、法律相談業務全般の公正かつ適正な執行を妨げるおそれのある情報であり、条例第8条第4号に該当するものであるとして、拒否処分を行った。

異議申立人は、当該拒否処分に対して平成18年10月2日付けで、政策調整会議、市長への手紙及び市民オンブズマンの年次報告書も公表されているとして拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った(当審査会諮問第196号事件)。

なお、異議申立人の求めていた相談件数については、平成18年9月28日付けの拒 否処分通知書に各年度ごとの相談件数を記載することにより情報提供を行った。

3 異議申立人の主張要旨

平成18年12月6日付け意見書及び平成19年7月9日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

(1) 本件開示請求は、健康福祉局が局管理職約30人を動員して平成18年4月11日(火) 夕刻、同局企画課の女子職員の机・書類・私物等を強制移管した際、総務局法制課 の弁護士(法規担当専門委員)が立ち会ったことに関して、当該弁護士にかかわる 書類等の開示を求めたものである。

- (2) 当該弁護士は、平成元年より雇用されておりその実績等を求めたところ、平成1 7年及び平成18年4月から8月までの相談件数については情報提供されたが、それ以 外は拒否されたため異議申立てを行った。
- (3) 市の基本的方向等を決める政策調整会議も開示されており、市民からの苦情等が 記載されている市長の手紙や市民オンブズマンの相談も年度ごとに報告書として公 表されている。情報公開・個人情報保護審査会においても答申という形で、個人等 が識別されないように配慮したうえで公表されている。これら代表的事例のように 開示をしている状況すら認識していない実態に憂慮している。
- (4) 実施機関の処分理由説明書の論理展開が狭義なものであり、指摘した事項に関して、一部しかふれられておらず、回答理由をすりかえている。弁護士の守秘義務の侵害に関しては、法規担当専門委員として雇用されている以上、地方公務員法が適用されることとなり行政内での相談事項に関しては行政に帰属すると思われ、個人の弁護士がクライアントに対して守秘義務を履行することとはおのずと区別されるものである。
- (5) 開示することにより市の政策、方針決定等に影響を及ぼすとしているが、市の政策の最たるものである政策調整会議ですら開示している事実を理解しておらず、条例第8条第4号には該当しない。また、市の考えと異なる住民からの住民訴訟の提起が予想され、開示すると市の主張、反論の手段を制約するとの考え方は旧態依然としたものである。

4 実施機関の主張要旨

平成18年11月24日付け処分理由説明書及び平成19年3月12日実施の事情説明聴取に よれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 異議申立人が指摘する弁護士は、「川崎市法規担当専門委員に関する要綱」に基づき、行政内部の法律相談業務を行っている法規担当専門委員であり、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職の非常勤職員である。現在、2名の弁護士を法規担当専門委員として委嘱しており、異議申立人の指摘する弁護士は、このうちの1名である。
- (2) 法規担当専門委員による法律相談は、市の事務事業の執行過程において生じた問題について弁護士である法規担当専門委員に相談するものであり、事務執行上の法的問題を中心に、契約の締結や履行、補助金の交付、行政処分、損害賠償、職員人事、公金管理、非違行為の告発等、市政全般にわたるものである。

法律相談に関係する文書は、「法規担当専門委員による相談申込票」(以下「相談申込票」という。)及びその相談に対する法規担当専門委員の法律的意見、当該問題に係る市の方向性等についての概要をまとめた「法規担当専門委員による相談の回答の概要」(以下「回答の概要」という。)があり、それぞれ1年の保存文書とされている。

(3) 弁護士である法規担当専門委員による法律相談は、相談する側が真実を伝え、相談を受ける側がその秘密を守り真摯に相談に応じるというお互いの信頼関係により

成り立っている。相談者は、法規担当専門委員の守秘義務を信用し、その相談内容が公にされないことを前提として「相談申込票」を作成し、相談において具体的な事実、率直な考え方を開陳し相談を行い、その結果を「回答の概要」にまとめるものである。そのため実施機関がこれらの文書を取り扱うに際しても、弁護士の守秘義務を侵害してはならない責任が存在するものである。

- (4) 法律相談の内容が開示された場合、相談内容等が守られると信用して相談を行う相談課、守秘義務を前提に相談に応じている法規担当専門委員、及び両者の仲介をしている法制課の間の信頼関係を損なうことになり、相談者が具体的かつ率直に問題を提示して相談をすることを躊躇し、必要な情報を十分に伝えないことが予想される。また、法規担当専門委員も相談者からの具体的な事情聴取及び自己の意見の率直な開陳を遠慮することも予想される。その結果、不十分な法律相談ともなりかねず、開示することにより法律相談の公正、円滑な遂行に支障を生ずることとなり、市の施策、方針決定等に影響を及ぼすことになる。
- (5) 「相談申込票」には、事務事業執行の過程において発生した事実及びそれに対する職員の問題認識が記載されており、当該問題が決着を見たとしても、その情報が開示されることにより、当該問題の相手等からの行政訴訟の提起が考えられる。また、「回答の概要」に記載されている法規担当専門委員の意見は訴訟が提起された場合において市が主張する可能性のあるものであり、これを開示することは市の主張及び反論の手段を制約することとなる。
- (6) 以上の点から開示請求の対象となった「相談申込票」及び「回答の概要」については、条例第8条第4号に掲げる市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するとともに、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのあるものに該当するため開示拒否処分を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 異議申立人は、総務局法制課が保管している法規担当専門委員の一人である弁護士の平成15年度から平成18年8月末までの相談内容・件数・相談申請課・勤務日数の開示を求めた。これに対し、法制課は、平成18年9月15日、同弁護士の出勤簿の部分開示処分及び平成15年度及び平成16年度相談内容については文書の保存期間1年を経過し廃棄していたことから、文書不存在を理由とする拒否処分を行い、平成17年度から平成18年8月末までの相談内容・件数相談申請課がわかる文書の開示請求については、平成18年9月28日、条例第8条4号に該当することを理由として拒否処分を行った。異議申立人はこの平成18年9月28日の処分に対し異議を申立てたことから、平成17年度から平成18年8月末までの相談内容・件数・相談申請課がわかる文書の開示請求に対し、実施機関が行った条例第8条4号に該当することを理由とする拒否処分が妥当か否か検討する。

なお、実施機関は、拒否処分の理由のひとつに、弁護士の守秘義務を侵害して

はならないことをあげているが、弁護士の守秘義務は専ら相談者の利益のために 弁護士が負う義務であることから、公文書の開示を拒否する理由とはなりえない。

- (2) 法規担当専門委員による相談を受ける場合には、原則として、相談を受けようとする所管課が相談申込票に相談事項、相談年月日、相談弁護士、相談者、事案の概要、質問事項を記入し、相談を受けた後は、相談者が回答の概要に相談事項、相談年月日、相談弁護士、相談者、回答の概要を記入することになっている。「相談申込票」は、法規担当専門委員が相談内容を的確に理解するために、「回答の概要」は、相談者が法規担当専門委員の回答を正しく理解しているかを確認するために作成されるもので、これら文書は総務部法制課が管理している。法規担当専門委員の一人である弁護士が、相談弁護士と記載されている「相談申込票」及び「回答の概要」により、同弁護士の担当した相談の内容、件数、相談申請課がわかるため、これら文書が開示請求の対象となる文書であり、他に開示対象となる文書は存在しない。
- (3) 法規担当専門委員による相談は、市政全般に関して行われ、相談内容も多岐に わたるが、平成17年度から平成18年8月末までの「相談申込票」及び「回答の概 要」によれば、その多くが、契約、交渉または争訟に係る事務あるいは人事管理 に係る事務に関する相談であることから、公にすることにより、市の財産上の利 益あるいは当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、あるいは、公正か つ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものといえ、同条例第8条4号イ あるいは同工により開示すべきでないと判断される。

しかし、さらに、相談内容のいかんを問わず、「相談申込票」及び「回答の概要」を開示することは、法規担当専門委員の相談の適正遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、同条例第8条4号柱書に該当するかについて、以下検討する。

(4) 法律相談は、相談者が判断することができないか、あるいは判断することに不安がある事項について、高度の法律知識を有する弁護士に対し、質問、相談をし、回答、意見を求めるものである。そこで、相談内容が明らかにされた場合、相談者が、相談内容について判断することができないか、あるいは判断することに不安があったということが明らかになる。そのため、相談内容が開示される可能性がある場合には、本来相談すべきであるにもかかわらず、相談することをためらうおそれがある。

また、相談を受けた弁護士が的確な回答、助言をするには、質問、相談の前提となる事実に関して、相談者と共有する必要がある。この相談者と共有する必要のある事実は、相談者が有利と認識している事実か不利と認識している事実かを問わず、相談者が認識している事実全であることは言うまでもない。しかし、相談内容が開示される可能性があれば、相談者は不利と判断した事実を弁護士に伝えようとしないことが予想されるため、弁護士の的確な回答、意見を得られないおそれがある。

そして、相談に対する回答が開示される可能性がある場合には、相談者に不利な意見を述べることが差し控えられ、相談を受けた弁護土は忌憚のない意見を述

べることができない。

そしてまた、「相談申込票」及び「回答の概要」を開示することにより、前記のような不都合が予想されることから、「相談申込票」及び「回答の概要」に、相談者が不利と判断する事項を記載しないことが予想されるため、弁護士が相談内容を的確に理解できないおそれがあり、また、相談者が弁護士の回答を正しく理解しているかを確認することができないおそれがある。

(5) 以上のとおり、法律相談は、その相談内容が、契約、交渉または争訟に係る事務あるいは人事管理に係る事務に関する相談である場合には、公にすることにより、市の財産上の利益あるいは当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、あるいは、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものといえ、同条例第8条4号イあるいは同工により不開示とすべきである。また、相談内容いかんにかかわらず、法律相談は、相談内容や回答が開示される可能性があると相談することがためらわれ、また、的確な回答、意見を得られず、あるいは回答、意見を相談者が正確に理解できない可能性がでてくるため、「相談申込票」及び「回答の概要」を開示することは、法規担当専門委員による相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえ、同条例第8条4項柱書により、不開示とすべきである。

よって、実施機関の行った拒否処分は妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開 · 個人情報保護審査会 (五十音順)

委 員 小 林 美智子 委 員 鈴 木 庸 夫 委 員 髙 岡 香

委員安富 潔